

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により実施した行政監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 12 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 20 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 堀 巖

○平成 29 年度行政監査の概要

1. 監査のテーマ 幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金について
2. 監査対象課 子育て支援課
3. 監査の期間 平成 29 年 9 月 20 日から平成 29 年 10 月 20 日まで
4. 監査結果公表日 平成 29 年 10 月 24 日
5. 措置通知受理日 平成 29 年 12 月 18 日

○行政監査の結果に対する措置内容

該当項目	講じた措置の内容
8 件の補助金請求については、指定店としての要件を欠いた事業者に対する支出であり、補助金交付要綱第 8 条の規定の趣旨を準用し、当該事業者に対して、交付した補助金の全部若しくは一部の返還などの対応について検討された。	指定店としての登録に不備がある事業者に対する補助金の支出であると指摘を受けた 8 件分 269,500 円の補助金のうち、岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第 8 条の規定の趣旨を準用し、同要綱第 3 条第 3 号に規定する補助要件を欠く自転車を販売した事実が認められる 2 件分 70,000 円について、当該事業者に対して交付した補助金の返還の通知を行った。

(注) 講じた措置の内容は、平成 29 年 11 月 20 日付けの 1 回目の報告以降、平成 29 年 12 月 18 日までに対応されたものである。